

市税に係る減免措置調査票

		所属名	健康局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税 ○固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	府医師会館	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 29 号 ○規則	
② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 保健衛生施策の推進。 医道の高揚、医学及び医術の発達ならびに公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、各種保健医療等にかかる施策を実施しており、各種事業の受託及び各種審議会等への委員の派遣・協力等協力をいただいている。</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 地域医療に大きく貢献するとともに、大阪市の保健衛生及び福祉事業等の推進に大きく寄与していることから、公益性が非常に高いと考える。 また、公衆衛生の向上及び社会福祉の増進に寄与するための事業を実施しており、これらの事業は収益が見込めない事業である。</p> <p>【保健医療センター】 MRI検査、CT検査など高度医療機器の共同利用施設として、診療所・病院との機能分担と連携を図っている。(放射線部門の9割以上、細胞診・組織診療部門の約7割が市民利用) また、医師の生涯研修や、卒後教育を実施している。</p> <p>(参考) 地方税法 (固定資産税の非課税の範囲) 第三百四十八条 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。 十二 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p>		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由			